

# 愛知県農業再生協議会規約

平成16年2月17日制定  
平成16年5月11日一部改正  
平成19年4月13日一部改正  
平成21年3月12日一部改正  
平成21年4月15日一部改正  
平成22年5月7日一部改正  
平成23年4月25日一部改正  
平成24年3月21日一部改正  
平成25年3月8日一部改正  
平成25年4月23日一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、愛知県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を名古屋市中区錦三丁目3番8号に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとするとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策に関すること。
- (2) 地域農業を振興するために必要なこと。
- (3) 農地の利用集積の推進に関すること。
- (4) 耕作放棄地の再生利用の推進に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保の推進に関すること。
- (6) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

## 第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 愛知県
- (2) 愛知県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）
- (3) 愛知県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）
- (4) 愛知県農業会議（以下「農業会議」という。）
- (5) 愛知県耕作放棄地対策協議会（以下「耕作放棄地協」という。）

（届出）

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

（役員の数及び選任）

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 第1項の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は、1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（仕事途中の交代、仕事完了又は辞任の場合）

第10条 役員の仕事の途中に、その役員が所属する会員において、当該役員の仕事に当たる者が交代したときは、交代後の者がその職務を引き継ぐものとする。この場合、交代後の者の仕事は、交代前の者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。この場合、後任者が就任するまでの間に、その役員が所属する会員において当該役員の職に当たる者が交代したときは、後任者が就任するまでの間、交代後の者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 11 条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の 7 日前までに、その役員に対し、その旨の書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 4 章 総会及び理事会

(総会の種別等)

第 13 条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員の役職者の中から選出する。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第 8 条第 4 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の日の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第20条 理事会は、理事をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会の招集に関する事及び総会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 理事会の議長は、理事の中から互選する。
  - 3 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
  - 4 理事の総数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。
  - 5 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
  - 6 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べる事ができる。
  - 7 理事会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成して議長の指名した理事2人がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 愛知県
  - (2) 中央会
  - (3) 経済連
  - (4) 農業会議
  - (5) 耕作放棄地協
- 3 県協議会は、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。
- 4 事務責任者は、各事務を分担する事務局に所属する職員の中から、会長が任命する。
- 5 事務局には、業務の適正な執行のため、事務局長1名及び事務局次長5名以内を置く。
- 6 事務局長及び事務局次長は、第3項の事務責任者の中から会長が任命する。
- 7 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 8 事務局次長は、会務の処理に当たり事務局長を補佐する。
- 9 事務局には、事務局長、事務局次長以外に幹事、書記を置く。

(業務の執行)

第 22 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他理事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 23 条 県協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第 6 章 会計

(事業年度)

第 24 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。  
2 協議会の出納は、翌年度の 4 月 30 日をもって閉鎖する。

(資金)

第 25 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業経営所得安定対策推進費補助金
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 26 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 27 条 県協議会の事務に要する経費は、第 25 条第各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 29 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第 30 条 会長は、第 28 条に掲げる書類及び前条第 1 項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東海農政局長に提出しなければならない。

## 第 7 章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第 31 条 この規約及び第 22 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく東海農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 32 条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 33 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を得た上で、会長が別に定める。

2 理事会の招集が困難な場合については、議案を付して理事会議案の承認について起案し、理事会を構成する理事・監事の決裁をもって理事会の議決とすることができる。

2 臨時総会の招集が困難な場合については、議案を付して臨時総会議案の承認について起案し、総会を構成する会長・副会長・理事・監事の決裁をもって臨時総

会の議決とすることができる。

#### 附則

- 1 この規約は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年5月7日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日）
- 2 平成16年度における県協議会の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。